

議案第45号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289号の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を必要とするため。

別紙

沖縄県市町村総合事務組合に帰属せしめる財産は下記のとおりとする。

1. 帰属せしめる財産

令和3年度決算（令和4年3月31日現在）における「災害見舞金積立金」決算年度末現在高の合計額

参考：（令和2年度決算額）：115,933,494円

財産に関する調書

災害見舞金積立額

令和3年3月31日現在

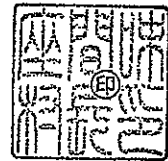
区 分	前年度末現在高	決算年度中増減額	決算年度末現在高	備 考
普通預金	6,933,494円	△1,000,000円	5,933,494円	口座番号 No. 833 - 483
定期預金	110,000,000円	0円	110,000,000円	口座番号 No. 3-000-855-629
合 計	116,933,494円	△1,000,000円	115,933,494円	

協 議 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和4年3月31日をもって、解散する沖縄県町村交通災害共済組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて協議する。

令和 年 月 日

座間味村長 宮 里 哲
(沖縄県町村交通災害共済組合長)



南風原町長 赤 嶺 正 之 ⑩

